

海上輸送されるロシア産石油及び石油製品に対する上限価格措置に関する G7
及びオーストラリアの声明（仮訳）
ベルリン、ブリュッセル、キャンベラ、ロンドン、オタワ、
パリ、ローマ、東京、ワシントン
2023 年 10 月 12 日

1. 我々上限価格連合の参加国～オーストラリア、カナダ、欧州連合、フランス、ドイツ、イタリア、日本、英国、米国～は、2022 年 9 月 2 日の G7 財務大臣声明、2022 年 12 月 2 日の「上限価格連合」（以下「連合」）声明、2023 年 2 月 4 日の連合声明に概要が示されているように、海上輸送されるロシア産石油の上限価格を設定した。
2. 本上限価格政策は、価格が上限を超えない場合に、連合のサービス提供者がロシア産原油および石油製品の他国への輸送に引き続き参加することを認めることによって、世界の石油市場の安定を確保している。従って、上限価格政策は、特に低所得国および中所得国に対するロシア侵略戦争の負の経済波及を最小限に抑えている。加えて、本政策は、ウクライナに対する違法な侵略戦争のロシアの資金調達能力を低下させている。また、本政策により、世界各国の産業界、特に発展途上国の輸入業者が市場価格を下回る価格でロシア産石油の交渉をできるようになる。
3. 上限価格の設定以降、連合は、上限価格が意図したとおりに機能し続けることを確保するため、価格動向やロシアの輸出量を含め、市場を注視してきた。ロシアの石油税収は本年 1 月から 8 月で 2022 年と比べて 45%減少している。最近の価格動向を踏まえ、連合は本政策の遵守と執行に努めている。
4. 本日、連合は、海事石油産業における責任ある慣行を促進し、原油および石油製品の上限価格の遵守を強化するため、海事安全に関する勧告を発出する。本勧告及び過去に発出されたガイダンス文書の推奨事項を適用することで、業界関係者は、海上石油貿易の最近の動向に関連するリスクへのエクスポージャーを軽減できる。
5. 更に、連合は上限価格制度に違反するリスクを強調するために本声明を公表する。通常の業務において、連合のサービス提供者は他の各法域の市場参加者と接する。企業又は個人がロシア産原油及び石油製品の輸送に関連して違法または欺瞞的行為に関与したという証拠を連合が入手した場合、連合は連

合メンバーによって確立されたそれぞれの制限措置に従い対応する。

6. これに関して、我々は、米国もまた、2社及び当該2社の資産として特定された船舶に対して制裁措置を実施するための行動を起こしていることを強調する。これらの対象者は、上限価格連合内のサービス提供者を利用し、上限価格を超えたロシア産原油を輸送した船舶を所有している。船舶 SCF プリモリエは、原油上限価格が有効となった後に、ロシア連邦の港から1バレル当たり75ドルを超えるノヴィーポート原油を輸送した。アラブ首長国連邦に本拠を置くランバーマリン株式会社が、船舶 SCF プリモリエの所有者である。船舶ヤサ・ゴールデン・ボスポラスは、原油上限価格が有効となった後に、1バレル当たり80ドルを超える価格の ESPO(東シベリア太平洋原油)を輸送した。トルコに拠点を置くアイス・パール・ナヴィゲーション社は、船舶ヤサ・ゴールデン・ボスポラスの所有者である。船舶ヤサ・ゴールデン・ボスポラスと SCF プリモリエはいずれも、米国を拠点とするサービス提供者を利用しながらロシア産石油を輸送しロシアに寄港した。
7. 我々連合として、ロシアによる違法、不当、かついわれの無い戦争に対し、制裁その他の経済措置を講じることへの強いコミットメントを改めて表明する。連合は上限価格の遵守を強化するための米国のイニシアティブを支持する。今後、連合メンバーは、それぞれの法的枠組みに基づいて、また、それぞれの法域における違反を示す証拠に応じて、適切な措置を講じることesを継続する。連合は、上限価格政策の回避及び違法行為の全ての申し立てを真剣に受け止めており、業界関係者が連合のルールに違反した場合、全ての連合メンバーは適切に対応する。上限価格はダイナミックなツールであり、連合はロシアがウクライナで残忍な戦争を遂行するために必要な歳入を拒否するための価格上限の遵守を徹底することに取り組んでいる。同時に、連合は世界のエネルギー市場の安定を、価格水準及び供給の両面において、維持することに引き続き取り組んでいく。
8. 海事業界関係者との連携は上限価格政策の発展の鍵となってきた。連合が本政策の創設当初から明確にしてきたように、善意の関係者はケースバイケースの取締りや米国のプライスカップ遵守の枠組みによって確立された「セーフハーバー」のような概念に依拠し続けることができる。